

# 熊本県公報

第13411号  
令和7年(2025年)  
2月28日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目次

**告 示**

- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 1
- 道路の区域変更…………… ( // ) 2
- 田浦港港湾施設の概要…………… (港湾課) 2
- 佐敷港港湾施設の概要…………… ( // ) 3
- 土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 4
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… ( // ) 5
- 漁船保険付保義務の消滅(棚底加入区)…………… (団体支援課) 5
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 5
- 特定計量器検定検査規則第39条第1項各号のいずれかに該当する特定計量器の定期検査…………… (産業支援課) 6

**公 告**

- 本渡港港湾計画の変更の概要…………… (港湾課) 6
- ふるさと熊本の樹木登録樹の解除…………… (自然保護課) 8
- 令和7年二級建築士試験の実施…………… (建築課) 8
- 令和7年木造建築士試験の実施…………… ( // ) 9
- 令和7年度(2025年度)経営事項審査の実施…………… (監理課) 10
- 農用地利用集積等促進計画の認可…………… (担い手支援課) 11
- 農用地利用集積等促進計画の認可…………… ( // ) 13
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 13
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… ( // ) 14
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… ( // ) 14

**登 載 依 頼**

- 熊本県立美術館分館の指定管理者の指定…………… (文化課) 14
- 令和6年度(2024年度)くまもと21ヘルスプラン推進委員会の開催…………… (くまもと21ヘルスプラン推進委員会) 14
- 熊本県労働委員会に係る高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程の一部を改正する規程…………… (労働委員会) 15
- 令和6年度(2024年度)第2回熊本県私立学校審議会の開催…………… (私立学校審議会) 15
- 令和6年度(2024年度)熊本県立装飾古墳館協議会の開催…………… (装飾古墳館) 16
- 熊本県道路交通規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律事務取扱規則の一部を改正する規則…………… (警察本部交通企画課) 16

**正 誤**

- 令和7年(2025年)1月10日熊本県告示第17号(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定)中…………… (障がい者支援課) 17

## 告 示

### 熊本県告示第146号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和7年(2025年)2月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年(2025年)2月28日

熊本県知事 木村 敬

#### 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	郡浦網田線	宇城市三角町郡浦 2868番1地先から	115.0	活力創出 基盤交付

	同所	2872番1地先まで	金
2	供用を開始する期日 令和7年(2025年)3月1日		

熊本県告示第147号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和7年(2025年)2月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年(2025年)2月28日

熊本県知事 木村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	本渡苓北線	天草市本町本字へゴ坂 4119番4地先から	前	4.8 ～ 7.4	9.3	災害復旧事業
		同所 4119番4地先まで	後	6.1 ～ 7.5		

2 区域を変更する期日 令和7年(2025年)2月28日

熊本県告示第148号

港湾法(昭和25年法律第218号)第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、熊本県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示し、令和7年(2025年)2月28日から当該港湾施設の供用を開始する。

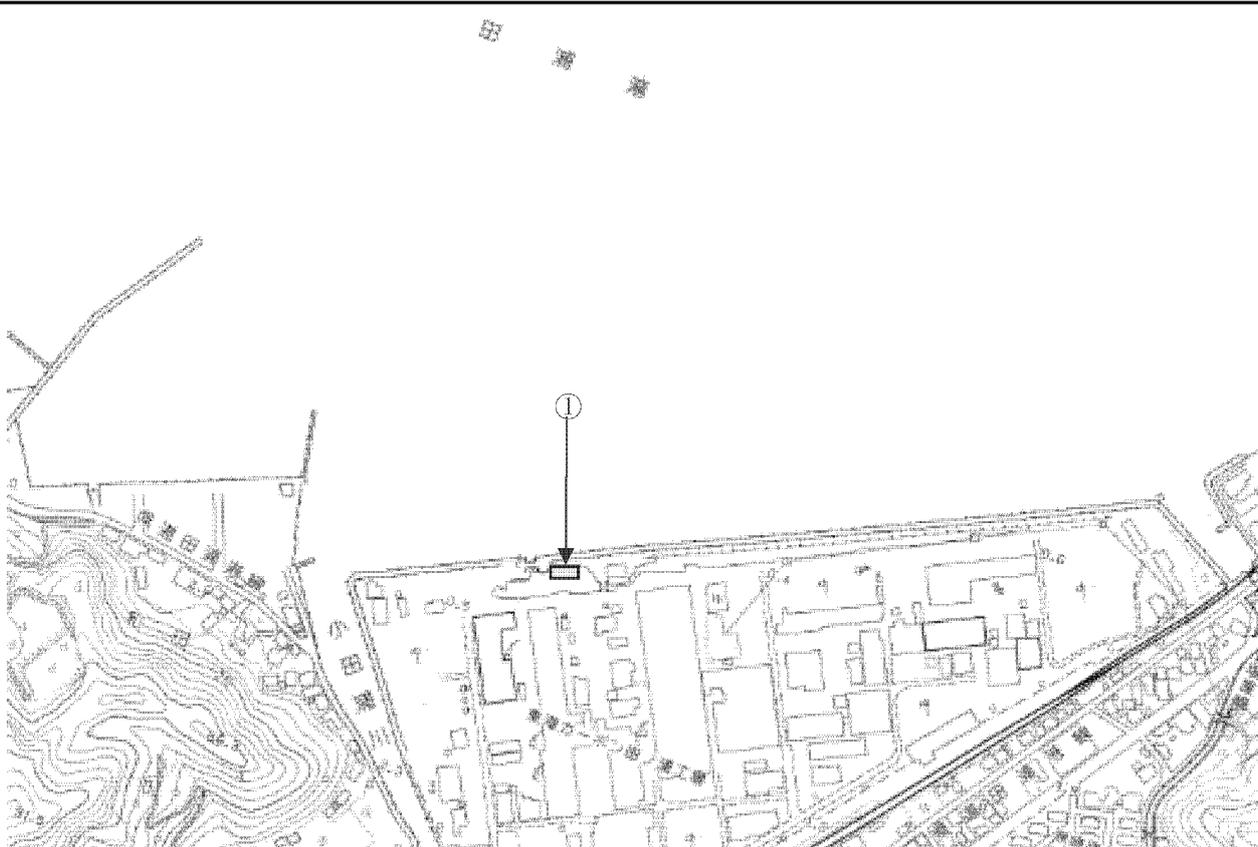
令和7年(2025年)2月28日

熊本県知事 木村 敬

- 1 港湾名 田浦港
- 2 所在 葦北郡芦北町大字小田浦字村下
- 3 概要

番号	種類	名称	数量及び能力
①	その他施設	小田浦第2排水機場	1基 78立方メートル/分・台×2台

4 位置図



熊本県告示第149号

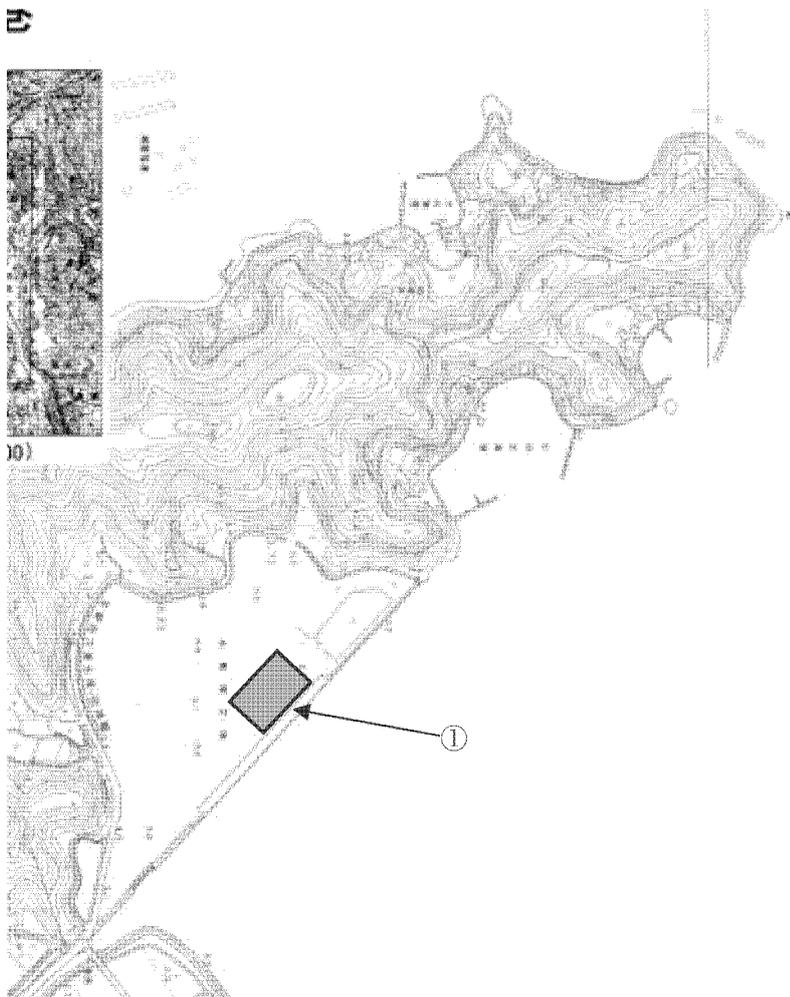
港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、熊本県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示し、令和7年（2025年）2月28日から当該港湾施設の供用を開始する。  
 令和7年（2025年）2月28日

熊本県知事 木村 敬

- 1 港湾名 佐敷港
- 2 所在 葦北郡芦北町大字女島字女島
- 3 概要

番 号	種 類	名 称	数 量 及 び 能 力
①	野積場	女島2号野積場	面積14,550平方メートル 舗装

- 4 位置図



**熊本県告示第150号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和7年（2025年）2月28日

熊本県知事 木村 敬

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大蘇川3	産山村山鹿	別図1のとおり	土石流
井ノ迫	産山村産山	別図2のとおり	土石流
横井場	産山村産山	別図3のとおり	土石流
家壁	産山村山鹿	別図4のとおり	土石流
藤名畑1	産山村産山	別図5のとおり	土石流
山中1	産山村大和	別図6のとおり	土石流

山中2	産山村大利	別図7のとおり	土石流
北向	産山村大利	別図8のとおり	土石流

(別図1から別図8までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部において縦覧に供する。)

**熊本県告示第151号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和7年（2025年）2月28日

熊本県知事 木 村 敬

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
藤名畑2	産山村産山	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
南田尻2	産山村田尻	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
平川4	産山村山鹿	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
笹蔓	産山村山鹿	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
南田尻3	産山村田尻	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
南田尻4	産山村田尻	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
南田尻5	産山村田尻	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり

(別図1から別図7までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部において縦覧に供する。)

**熊本県告示第152号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により令和3年（2021年）2月26日熊本県告示第154号で公示した棚底加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が令和7年（2025年）2月25日限り消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

令和7年（2025年）2月28日

熊本県知事 木 村 敬

**熊本県告示第153号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和7年（2025年）2月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年（2025年）2月28日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	囲砥用線	上益城郡山都町大字柚木字岩上平	20.7	災害復旧

		1466番2地先から	工事
	同所	1466番3地先まで	

2 供用を開始する期日 令和7年(2025年)2月28日

**熊本県告示第154号**

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項各号のいずれかに該当する特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。  
令和7年(2025年)2月28日

熊本県知事 木村 敬

- 1 対象となる特定計量器  
非自動はかり(計量法施行令(平成5年政令第329号)第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。)、分銅及びおもり
- 2 検査区域  
菊池市、合志市、菊池郡、天草市、上天草市、天草郡、荒尾市、玉名市、玉名郡、山鹿市、阿蘇市、阿蘇郡
- 3 検査日等
  - (1) 検査日  
令和7年(2025年)4月1日から令和7年(2025年)11月28日までのいずれかの日
  - (2) 検査場所  
当該特定計量器の所在の場所
- 4 検査を実施する指定定期検査機関の名称  
一般社団法人熊本県計量協会

**公 告**

**熊本県公告第118号**

港湾法(昭和25年法律第218号)第3条の3第10号の規定により、本渡港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。  
令和7年(2025年)2月28日

熊本県知事 木村 敬

- 1 本渡港港湾計画の変更の概要
  - (1) 公共埠頭計画
    - 本渡地区 以下の既定計画を削除する。  
小型栈橋 2基
    - 志柿地区 以下の既定計画を削除する。  
水深7.5メートル岸壁1バース 延長130メートル  
水深5.5メートル岸壁2バース 延長200メートル  
水深4.5メートル岸壁3バース 延長210メートル  
埠頭用地 面積8ヘクタール(荷捌施設用地及び保管施設用地)
  - (2) 旅客船埠頭計画
    - 本渡地区 小型栈橋 1基【新規計画】  
既設小型栈橋1基は撤去する。  
以下の既定計画を削除する。  
小型栈橋 2基
  - (3) 水域施設計画
    - 志柿地区 以下の既定計画を削除する。  
志柿航路 水深4.5~7.5メートル 幅員70~110メートル  
導流堤 延長360メートルの撤去  
泊地 水深4.5~7.5メートル 面積18ヘクタール
  - (4) 外郭施設計画
    - ア 防波堤
      - 本渡地区 本渡防波堤 延長76メートル【既設の変更計画】  
(変更前 延長221メートル)
      - 志柿地区 以下の既定計画を削除する。  
北防波堤 延長140メートル  
南防波堤 延長300メートル
    - イ 導流堤
      - 本渡地区 以下の既定計画を削除する。  
導流堤 延長360メートル
  - (5) 小型船だまり計画
    - 志柿地区 以下の既定計画を削除する。

- 泊地 水深4メートル 面積1ヘクタール  
 物揚場 水深4メートル 延長350メートル  
 埠頭用地 面積2ヘクタール
- (6) マリーナ計画  
 本渡地区 小型栈橋 1基【既定計画の変更計画】  
 (変更前 6基)  
 以下の既定計画を削除する。  
 船揚場 延長15メートル
- (7) 臨港交通施設計画  
 道路 臨港道路1号線(歩行者・自転車専用)【既定計画の変更計画】  
 起点 臨港道路本渡線 終点 今釜新町公園  
 臨港道路2号線(歩行者・自転車専用)【既定計画の変更計画】  
 起点 今釜新町公園 終点 大矢崎地区  
 (変更前 臨港道路1号線 2車線 起点 旅客船埠頭 終点 大矢崎地区)  
 以下の既定計画を削除する。  
 臨港道路2号線 2車線 起点 志柿埠頭 終点 国道324号  
 臨港道路本渡線 2車線 起点 臨港道路1号線 終点 臨港道路本渡港線
- (8) 廃棄物処理計画  
 本渡地区 海面処分・活用用地 面積5ヘクタール【既定計画の変更計画】  
 (変更前 面積9ヘクタール)
- (9) 港湾環境整備施設計画  
 本渡地区 緑地 面積5ヘクタール【既定計画の変更計画】  
 (変更前 面積4ヘクタール)  
 志柿地区 以下の既定計画を削除する。  
 緑地 面積1ヘクタール
- (10) 土地造成計画

(単位：ヘクタール)

用途 地区名	埠頭用地	交流厚生 用地	都市機能 用地	交通機能 用地	緑地	合計
本渡					(5) 5	(5) 5

注1) ( ) は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回変更に係る地区についてのみ記述した。

- (11) 土地利用計画

(単位：ヘクタール)

用途 地区名	埠頭用地	交流厚生 用地	都市機能 用地	交通機能 用地	緑地	合計
大矢崎	(1) 1		6		(12) 12	(12) 18
本渡	(2) 2	(2) 2		(2) 3	(5) 5	(10) 11
南川	(1) 1			(1) 1		(2) 2
亀場	(1) 1					(1) 1
志柿				2		2
合計	(4) 4	(2) 2	6	(2) 5	(17) 17	(25) 34

注1) ( ) は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

- (12) 大規模地震対策施設計画

2 本渡地区 水深4.5メートル岸壁1バース 延長110メートル【既設の変更計画】  
 港湾計画の縦覧の場所

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県土木部河川港湾局港湾課

**熊本県公告第119号**

次に掲げる樹木について、「ふるさと熊本の樹木」の登録を解除したので、ふるさと熊本の樹木の登録に関する要項（昭和55年熊本県告示第419号）第9条第2号の規定により、次のとおり公告する。

令和7年（2025年）2月28日

熊本県知事 木 村 敬

登録番号	名称	樹種	所在地
16	水神木	ムクノキ	菊池市旭志弁利字中須1314-1
17	馬頭観音のタブ	タブノキ	菊池市旭志麓字鑑石2933
67	天神さん	アラカシ	菊池市泗水町吉富字西宅地614-2
28	乳の木	イチョウ	阿蘇市波野村大字波野字外村2660
29	庚申塔の榎	カヤ	阿蘇市波野村大字波野字御沓3908
127	高森殿の杉	スギ	阿蘇郡高森町高森字虎御前
126	梅の平の樺	ケヤキ	阿蘇郡高森町河原字一ノ尾3360
82	十三塘の大エノキ	エノキ	熊本市南区八分字町302
191	別府のムクロジ	ムクロジ	球磨郡あさぎり町岡原北1003

**熊本県公告第120号**

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、令和7年（2025年）二級建築士試験を次のように実施する。

令和7年（2025年）2月28日

熊本県知事 木 村 敬

## 1 試験期日及び日程

## (1) 学科の試験

令和7年（2025年）7月6日（日）午前10時10分から午後5時20分まで

## (2) 設計製図の試験

令和7年（2025年）9月14日（日）午前11時から午後4時まで

## 2 試験地

熊本市

## 3 試験場所

## (1) 学科の試験

東海大学（熊本キャンパス） 熊本市東区渡鹿九丁目1番1号

## (2) 設計製図の試験

東海大学（熊本キャンパス） 熊本市東区渡鹿九丁目1番1号

## 4 受験申込手続

新規受験者を含めたすべての者がインターネットによる受験申込みを行うものとする。

## (1) 受験申込受付期間及び時間

令和7年（2025年）4月1日（火）午前10時から

令和7年（2025年）4月14日（月）午後4時まで

## (2) 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）のホームページ（<https://www.jaeic.or.jp/>。以下同じ。）において、必要な事項を入力し申し込むこと。

なお、インターネットによる受験申込みが行えない正当な理由がある場合（身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等）には、令和7年（2025年）4月7日（月）までにセンター本部に申し出ること。

## (3) 学科の試験の免除の申請

「学科の試験」の免除の申請は、令和3年（2021年）以降の「学科の試験」に合格した者のうち、合格年から令和6年（2024年）までの「設計製図の試験」の受験回数が2回以内の者に限り行うことができる。免除の申請に当たっては、令和3年（2021年）から令和6年（2024年）のいずれかの年の試験（他の都道府県知事が行ったものを含む。）の受験番号を入力して行うこと。

## 5 受験票の交付等

受験票（受験番号、試験場等を明記したもの。）は、原則として、「学科の試験」の受験票については令和7年（2025年）6月20日（金）頃から、「設計製図の試験」の受験票については令和7年（2025年）8月25日（月）頃から、受験有資格者にマイページ（インターネットによる受付において受験申込手続完了後から利用できる受験者専用のページ）において交付する。

なお、インターネットによる受付が行えなかった者の受験票については、原則として、「学科の試験」の受験票については令和7年（2025年）6月20日（金）頃から、

- 「設計製図の試験」の受験票については令和7年(2025年)8月25日(月)頃から、受験有資格者に発送する。
- 6 合格者の発表及び合否の通知
- (1) 学科の試験  
令和7年(2025年)8月25日(月)(予定)に、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。  
合格者の受験番号をセンターのホームページに公表する。
- (2) 設計製図の試験  
令和7年(2025年)12月2日(火)(予定)に、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。  
合格者の受験番号をセンターのホームページに公表する。
- 7 合否判定基準の公表  
合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準等をセンターのホームページに公表する。
- 8 その他
- (1) 「設計製図の試験」の課題は、令和7年(2025年)6月18日(水)頃からセンターのホームページにおいて公表する。
- (2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出ること。

**熊本県公告第121号**

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により、令和7年(2025年)木造建築士試験を次のように実施する。

令和7年(2025年)2月28日

熊本県知事 木村 敬

- 1 試験期日及び日程
- (1) 学科の試験  
令和7年(2025年)7月27日(日)午前10時10分から午後5時20分まで
- (2) 設計製図の試験  
令和7年(2025年)10月12日(日)午前11時から午後4時まで
- 2 試験地  
熊本市
- 3 試験場所
- (1) 学科の試験  
東海大学(熊本キャンパス) 熊本市東区渡鹿九丁目1番1号
- (2) 設計製図の試験  
東海大学(熊本キャンパス) 熊本市東区渡鹿九丁目1番1号
- 4 受験申込手続
- 新規受験者を含めたすべての者がインターネットによる受験申込みを行うものとする。
- (1) 受験申込受付期間及び時間  
令和7年(2025年)4月1日(火)午前10時から  
令和7年(2025年)4月14日(月)午後4時まで
- (2) 受験申込方法  
公益財団法人建築技術教育普及センター(以下「センター」という。)のホームページ(<https://www.jaeic.or.jp/>。以下同じ。)において、必要な事項を入力し申し込むこと。  
なお、インターネットによる受験申込みが行えない正当な理由がある場合(身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等)には、令和7年(2025年)4月7日(月)までにセンター本部に申し出ること。
- (3) 学科の試験の免除の申請  
「学科の試験」の免除の申請は、令和3年(2021年)以降の「学科の試験」に合格した者のうち、合格年から令和6年(2024年)までの「設計製図の試験」の受験回数が2回以内の者に限り行うことができる。免除の申請に当たっては、令和3年(2021年)から令和6年(2024年)のいずれかの年の試験(他の都道府県知事が行ったものを含む。)の受験番号を入力して行うこと。
- 5 受験票の交付等  
受験票(受験番号、試験場等を明記したもの)は、原則として、「学科の試験」の受験票については令和7年(2025年)6月20日(金)頃から、「設計製図の試験」の受験票については令和7年(2025年)9月25日(木)頃から、受験有資格者にマイページ(インターネットによる受付において受験申込手続完了後から利用できる受験者専用のページ)において交付する。  
なお、インターネットによる受付が行えなかった者の受験票については、原則として、「学科の試験」の受験票については令和7年(2025年)6月20日(金)頃から、「設計製図の試験」の受験票については令和7年(2025年)9月25日(木)頃から受験有資格者に発送する。
- 6 合格者の発表及び合否の通知

- (1) 学科の試験  
令和7年(2025年)8月25日(月)(予定)に、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。  
合格者の受験番号をセンターのホームページに公表する。
- (2) 設計製図の試験  
令和7年(2025年)12月2日(火)(予定)に、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。  
合格者の受験番号をセンターのホームページに公表する。
- 7 合否判定基準の公表  
合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準等をセンターのホームページに公表する。
- 8 その他
  - (1) 「設計製図の試験」の課題は、令和7年(2025年)6月25日(水)頃からセンターのホームページにおいて公表する。
  - (2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出ること。

熊本県公告第122号

令和7年度(2025年度)に熊本県が実施する建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第27条の23第1項の規定による経営事項審査(経営状況分析を除く。)の申請の時期及び方法等について、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。)第19条の6第1項及び第21条の2第1項の規定により、次のとおり公告する。  
なお、経営状況分析の申請については、法第27条の24第1項に規定する登録経営状況分析機関が規則第19条の2第1項の規定により公示する申請の時期及び方法等に従い行わなければならない。  
令和7年(2025年)2月28日

熊本県知事 木村 敬

- 1 申請の対象者  
法第3条第1項の規定による熊本県知事の建設業許可を受けた建設業者で、直近の決算日(以下「審査基準日」という。)が令和6年(2024年)10月1日から令和7年(2025年)9月30日までの間(以下「該当期間」という。)のいずれかの日である者
- 2 申請の方法  
建設業許可・経営事項審査電子申請システムによる申請(以下「電子申請」という。)又は書面による申請とし、4の書類を熊本県土木部監理課へ提出するものとする。
- 3 申請受付期間  
令和7年(2025年)4月から12月までの各月1日から20日までを当該月の受付期間とする。  
また、予備日については、令和8年(2026年)3月1日から3月5日までを受付期間とし、予備日に申請できる者は、次の条件のいずれかを満たす者とする。  
ア 1の者のうち、令和7年(2025年)12月までに経営事項審査を受審しなかった者であること。  
イ 審査基準日が、該当期間内の日である建設業者で、令和7年(2025年)10月1日以降に新たに法第3条第1項の規定による許可(業種の追加を含む。)を受けた者であること。  
ウ 民事再生法等による手続中の者であること。

<受付月毎の審査対象決算月の目安>

受付月	審査対象決算月	受付月	審査対象決算月
4月	10~11月決算法人	9月	5月決算法人
5月	12月決算法人、個人	10月	6月決算法人
6月	12~1月決算法人、個人	11月	7~8月決算法人
7月	2~3月決算法人	12月	9月決算法人
8月	4月決算法人	3月	受審要件を満たす者【予備日】

- 4 提出書類
  - (1) 経営事項審査申請書(規則別記様式第25号の14)
  - (2) 経営事項審査添付書類
  - (3) その他別に定める書類
- 5 経営事項審査の手数料及び納付方法
  - (1) 手数料  
熊本県手数料条例(平成12年熊本県条例第9号)第2条第1項第114号及び第114号の2に規定する額
  - (2) 納付方法  
電子申請の場合は、建設業許可・経営事項審査電子申請システムから出力した「はり付け欄」に熊本県収入証紙を貼り付けて納付するものとする。  
また、書面による申請の場合は、経営事項審査添付書類の「審査手数料証紙貼り付

- け書」に熊本県収入証紙を貼り付けて納付するものとする。
- 6 経営事項審査の結果通知書は、電子申請の場合は、建設業許可・経営事項審査電子申請システム上で申請者に対し交付する（電子交付）。
- また、書面による申請の場合は、申請者に対し郵送する。
- 7 その他
- 経営状況分析は、国土交通大臣の登録を受けた登録経営状況分析機関に申請する必要がある。（登録経営状況分析機関については、国土交通省ホームページ「登録経営状況分析機関一覧」に掲載）
- 8 問合せ先  
 熊本県土木部監理課建設業班  
 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
 電話096-333-2485（ダイヤルイン）

**熊本県公告第123号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和7年（2025年）2月28日

熊本県知事 木 村 敬

1 農用地利用集積等促進計画の概要

農地中間管理権の設定等を行う者		賃借権の設定等を受ける者		農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	氏名又は名称	住 所	
西永 博幸	山都町	農業生産法人 キングラン南国農園熊本株式会社	山都町	上益城郡山都町入佐字川原908
山本 與三次	山都町	農業生産法人 キングラン南国農園熊本株式会社	山都町	上益城郡山都町入佐字川原909-1ほか1筆
高森 豊昭 (亡) 高森 虎男	山都町	農業生産法人 キングラン南国農園熊本株式会社	山都町	上益城郡山都町入佐字川原910
八田 祥吾	山都町	農業生産法人 キングラン南国農園熊本株式会社	山都町	上益城郡山都町入佐字川原911
寺井 茂幸	熊本市	藤本 司	嘉島町	上益城郡御船町大字高木字河原田399
本田 和行 外1名	嘉島町	倉岡 裕	御船町	上益城郡御船町大字豊秋字崩口1230
緒方 力	御船町	本田 敬治	御船町	上益城郡御船町大字陣字高下981
北本 正武	御船町	本田 敬治	御船町	上益城郡御船町大字陣字二田畑433ほか2筆
緒方 力	御船町	上坂 勇一	御船町	上益城郡御船町大字陣字高塚305
渡邊 澄子	御船町	光永 則幸	御船町	上益城郡御船町大字小坂字壱丁鶴318
山地 アツ子	御船町	光永 則幸	御船町	上益城郡御船町大字小坂字壱丁鶴298ほか4筆
浦本 誠治	御船町	株式会社 g e o f a r m	御船町	上益城郡御船町大字高木字星原2198-2ほか1筆

		a n		
緒方 とき子 (亡) 江藤 壽孝	嘉島町	宅本 誠也	御船町	上益城郡御船町大字滝川字宮 下373ほか3筆
井島 幸雄	熊本市	宅本 誠也	御船町	上益城郡御船町大字小坂字須 崎1221
宮崎 大次郎	御船町	吉本 正剛	熊本市	上益城郡御船町大字高木字大 手木3795
田中 津恵 外1名	御船町	株式会社宮本 農場	御船町	上益城郡御船町大字高木字石 安190ほか2筆
武内 一	御船町	株式会社宮本 農場	御船町	上益城郡御船町大字高木字石 安193ほか3筆
氏岡 千恵	御船町	株式会社宮本 農場	御船町	上益城郡御船町大字高木字中 須121ほか2筆
森 照生	熊本市	株式会社宮本 農場	御船町	上益城郡御船町大字高木字石 安179
吉田 益子 (亡) 吉田 光雄	御船町	株式会社宮本 農場	御船町	上益城郡御船町大字高木字石 安191ほか2筆
麓 政敏	御船町	株式会社宮本 農場	御船町	上益城郡御船町大字高木字石 安199-1
芥川 公明	御船町	株式会社宮本 農場	御船町	上益城郡御船町大字高木字小 林286ほか2筆
森 郁代	御船町	株式会社宮本 農場	御船町	上益城郡御船町大字高木字片 皮子679-1ほか1筆
畑田 信吾	御船町	村上 新次	御船町	上益城郡御船町大字滝尾字銚 子ヶ口4144-1
志水 なつえ (亡) 志水 秋夫	御船町	村上 新次	御船町	上益城郡御船町大字滝尾字六 反田6394-1ほか8筆
下川 明弘	氷川町	農事組合法人 アグリ鹿島	氷川町	八代郡氷川町島地字老参番割 1537-1
古崎 慎一	氷川町	株式会社木村 デーリィファ ーム	氷川町	八代郡氷川町野津字南穴田3 318-1ほか1筆
田口 雅晴	福岡県 岡垣町	山下 清美	山江村	球磨郡山江村大字山田甲字寺 下1813ほか1筆
幸野 邦生	水上村	中村 幹雄	水上村	球磨郡湯前町字上川久保49 96-2ほか3筆
深水 トモ子	湯前町	桑原 幸博	湯前町	球磨郡湯前町字溝合2937
那須 雅裕 (亡) 那須 久務	佐賀県 鹿島市	深水 信俊	湯前町	球磨郡湯前町字老神1881 -2ほか2筆
那須 雅裕 (亡) 那須 久務	佐賀県 鹿島市	荒川 修一	湯前町	球磨郡湯前町字上森重202 0
尾崎 正典	湯前町	那須 博幸	湯前町	球磨郡湯前町字下高見241 1
島田 孝介	湯前町	坂口 一郎	湯前町	球磨郡湯前町字二本225- 1ほか4筆
嶋田 政行	湯前町	坂口 一郎	湯前町	球磨郡湯前町字上大瀬884 -1ほか7筆

中島 桂子	湯前町	宮本 誠	湯前町	球磨郡湯前町字下植木499 -4ほか7筆
田北 忠雄	湯前町	宮本 誠	湯前町	球磨郡湯前町字下大瀬801 -2

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
上村 雄大	山都町	上益城郡山都町長田字鮎ノ目77-1ほか4筆 換地 上益城郡山都町長田字鮎ノ目93-1ほか1筆
泉 将弥	山都町	上益城郡山都町高月字楓ノ木197-1
泉 将弥	山都町	上益城郡山都町高月字西尾迫215-1ほか2筆
農事組合法人アグリ 鹿島	氷川町	八代郡氷川町島地字九番割905-1ほか6筆
出田 光男	湯前町	球磨郡湯前町字寺田5120ほか1筆
稻森 英雄	湯前町	球磨郡湯前町字平町1679-2ほか1筆
株式会社大泉龍寺	あさぎり 町	球磨郡山江村大字山田丁字向田1101ほか1筆

2 認可年月日  
令和7年(2025年)2月20日

**熊本県公告第124号**

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和7年(2025年)2月28日

熊本県知事 木 村 敬

1 農用地利用集積等促進計画の概要

農地中間管理権の設定等を行う者		賃借権の設定等を受ける者		農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	氏名又は名称	住 所	
森 禮子	荒尾市	株式会社クラフトマン	荒尾市	荒尾市宮内字折口446
前田 恵美子	荒尾市	株式会社クラフトマン	荒尾市	荒尾市荒尾字沖田3352-1
松永 栄子	長洲町	株式会社クラフトマン	荒尾市	荒尾市荒尾字沖田3353-1ほか1筆
松永 はるみ (亡)安野 俊一	荒尾市	株式会社クラフトマン	荒尾市	荒尾市荒尾字沖田3345-1
池原 忠博	荒尾市	株式会社クラフトマン	荒尾市	荒尾市荒尾字沖田3351-1

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
福永 龍二	あさぎり 町	球磨郡多良木町大字多良木字燈4175ほか4筆
木崎 俊充	相良村	球磨郡相良村大字川辺字上黒石5239

2 認可年月日  
令和7年(2025年)2月21日

**熊本県公告第125号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する

る工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
令和7年(2025年)2月28日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町大字原水字下堀川6005番1及び同6006番1の一部  
2,997.13平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
菊池郡菊陽町大字津久礼1796番地1  
株式会社田村建装工業

熊本県公告第126号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
令和7年(2025年)2月28日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市栄字岡畑3096番及び同3101番1  
2,242.78平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
熊本市中央区水前寺二丁目1番28号  
株式会社タウン開発

熊本県公告第127号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
令和7年(2025年)2月28日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市須屋字過怠松2696番26  
474.94平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
熊本市北区麻生田五丁目35番30号ソリテール麻生田405  
鎌賀 準樹  
鎌賀 理穂

登載依頼

熊本県教育委員会告示第14号

熊本県立美術館条例(昭和50年熊本県条例第33号)第16条第1項の規定により熊本県立美術館分館の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例(平成16年熊本県条例第44号)第7条第1項の規定により次のとおり告示する。  
令和7年(2025年)2月28日

熊本県教育長 白 石 伸 一

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本県立美術館分館	熊本市東区榎町1 6番7号	株式会社熊本県弘済会 代表取締役 池田真也	令和7年(2025年)4月1日から令和10年(2028年)3月31日まで

くまもと21ヘルスプラン推進委員会兼熊本県地域・職域連携推進協議会公告第1号

令和6年度(2024年)くまもと21ヘルスプラン推進委員会兼熊本県地域・職域連携推進協議会を次のとおり開催する。  
令和7年(2025年)2月28日

くまもと21ヘルスプラン推進委員会

- 1 開催日時  
令和7年(2025年)3月5日(水曜日)  
午後4時から午後5時30分まで

- 2 開催場所  
熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号  
熊本県防災センター 201会議室
- 3 議題
  - (1) 第5次くまもと21ヘルスプランの進捗状況について
  - (2) 個別事業報告
    - ①働く世代の健康づくりについて
    - ②糖尿病対策について
    - ③二次圏域における地域・職域連携推進事業実施状況
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続
  - (1) 傍聴希望者は、会議の開始予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
  - (2) 傍聴手続きは先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課 企画・がん対策班  
(電話096-333-2208)

**熊本県労働委員会告示第1号**

熊本県労働委員会に係る高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年(2025年)2月28日

熊本県労働委員会会長 村田 晃一

熊本県労働委員会に係る高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程の一部を改正する規程

熊本県労働委員会に係る高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程(平成18年労働委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

題名中「高度情報化」を「デジタル化」に改める。  
本則中「における高度情報化の」を「における行政のデジタル化及びデジタル社会の形成に向けた施策の」に、「熊本県高度情報化の」を「熊本県デジタル化の」に改め、「第5条中「部局の長」及び」を削り、「各部局長」を「部局の長」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

**熊本県私立学校審議会公告第2号**

熊本県私立学校審議会の会議を次のとおり開催する。

令和7年(2025年)2月28日

熊本県私立学校審議会

- 1 開催日時  
令和7年(2025年)3月4日(火)  
午後1時30分から午後3時30分まで(予定)
- 2 開催場所  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁本館5階審議会室
- 3 議題
 

【諮問事項】

  - くまもと清陵高等学校の学則変更認可について(公開)
  - 幼保連携型認定こども園への移行に伴う幼稚園の廃止認可について(非公開)
  - 専修学校の課程新設に係る認可について(非公開)
  - 専修学校の設置者変更に係る認可について(非公開)
  - 学校法人の寄附行為認可及び私立学校の設置認可について(非公開)

【事前協議事項】

  - 私立学校の収容定員に係る事業計画について(非公開)
- 4 傍聴者の定員  
5人
- 5 傍聴手続
  - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
  - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県私立学校審議会事務局（熊本県総務部総務私学局私学振興課私学運営支援班）  
（096-333-2064）

**熊本県立装飾古墳館協議会公告第1号**

熊本県立装飾古墳館協議会の会議を次のとおり開催する。  
令和7年（2025年）2月28日

熊本県立装飾古墳館長 上村 修治

- 1 開催日時  
令和7年（2025年）3月11日（火）  
午前10時から正午まで
- 2 開催場所  
熊本県山鹿市鹿央町岩原3085番地  
熊本県立装飾古墳館 集団学習室
- 3 議題  
(1) 令和6年度（2024年度）事業実績について（装飾古墳館及び装飾古墳館分館  
歴史公園鞠智城・温故創生館）  
(2) 質疑・意見交換
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに当該会議の会場において受付のうえ、  
事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続きは先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先  
熊本県山鹿市鹿央町岩原3085番地  
熊本県立装飾古墳館  
（電話0968-36-2151）

**熊本県公安委員会規則第2号**

熊本県道路交通規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
令和7年2月28日

熊本県公安委員会委員長 吉田 賢一

熊本県道路交通規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律事務取扱規則の一部を改正する規則

（熊本県道路交通規則の一部改正）

第1条 熊本県道路交通規則（昭和47年熊本県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「別記様式第9号の届出書2通を」を「別記様式第9号の届出書」に、「別記様式第10号の届出書2通を」を「別記様式第10号の届出書により」に、「本拠地」を「本拠の位置」に改め、同条第2項第1号を次のように改める。

(1) 安全運転管理者等の戸籍抄本（届出の日前6月以内に作成されたものに限る。）、住民票の写し（届出の日前6月以内に作成されたものに限る。）、運転免許証（以下「免許証」という。）の写し又は個人番号カードの写し

第17条第2項第3号中「運転免許証」を「免許証」に改める。

第20条第1項中「本拠地」を「本拠の位置」に改める。

第24条第1項中「運転免許証（以下「免許証」という。）」を「免許証」に改める。

（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律事務取扱規則の一部改正）

第2条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律事務取扱規則（平成14年熊本県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則」を「国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則」に改める。

第6条第1項中「第4条第1号イ又は同条第2号イ」を「第5条第2項第1号イ又は第2号イ」に、「現に安全運転管理者又は副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）が自動車の運転免許を有している場合は当該安全運転管理者等の運転免許証の写し」を「安全運転管理者又は副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）の戸籍抄本、運転免許証の写し又は個人番号カードの写し」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中熊本県道路交通規則第17条第1項の改正規定（「本拠地」を「本拠の位置」に改める部分を除く。）は、令和7年4月1日から施行する。

正 誤

令和7年(2025年)1月10日熊本県告示第17号(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定)中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
33	18	合同会社ソーシャルファーム みのり 玉名市山部田108番地2 一瀬 大悟	合同会社ソーシャルファーム みのり 玉名市築地611番地 鎌田 のり子